

平成26年度 石垣市小口資金融資制度のご案内

石垣市小口資金融資制度は、石垣市・沖縄県信用保証協会・金融機関との三者相互協力によって市内で事業を営む小規模企業者の資金需要に対処し、事業の振興を図る目的で設けられた融資制度です。

石垣市が融資制度の資金を市が指定する金融機関に預託し、金融機関は預託額の10倍の融資枠を設定し、小規模企業者の資金需要に応えます。

また、担保力・信用力の不足しがちな小規模企業者の債務保証については保証協会がその債務を保証して融資が円滑に行われるよう支援いたします。

1. 融資内容

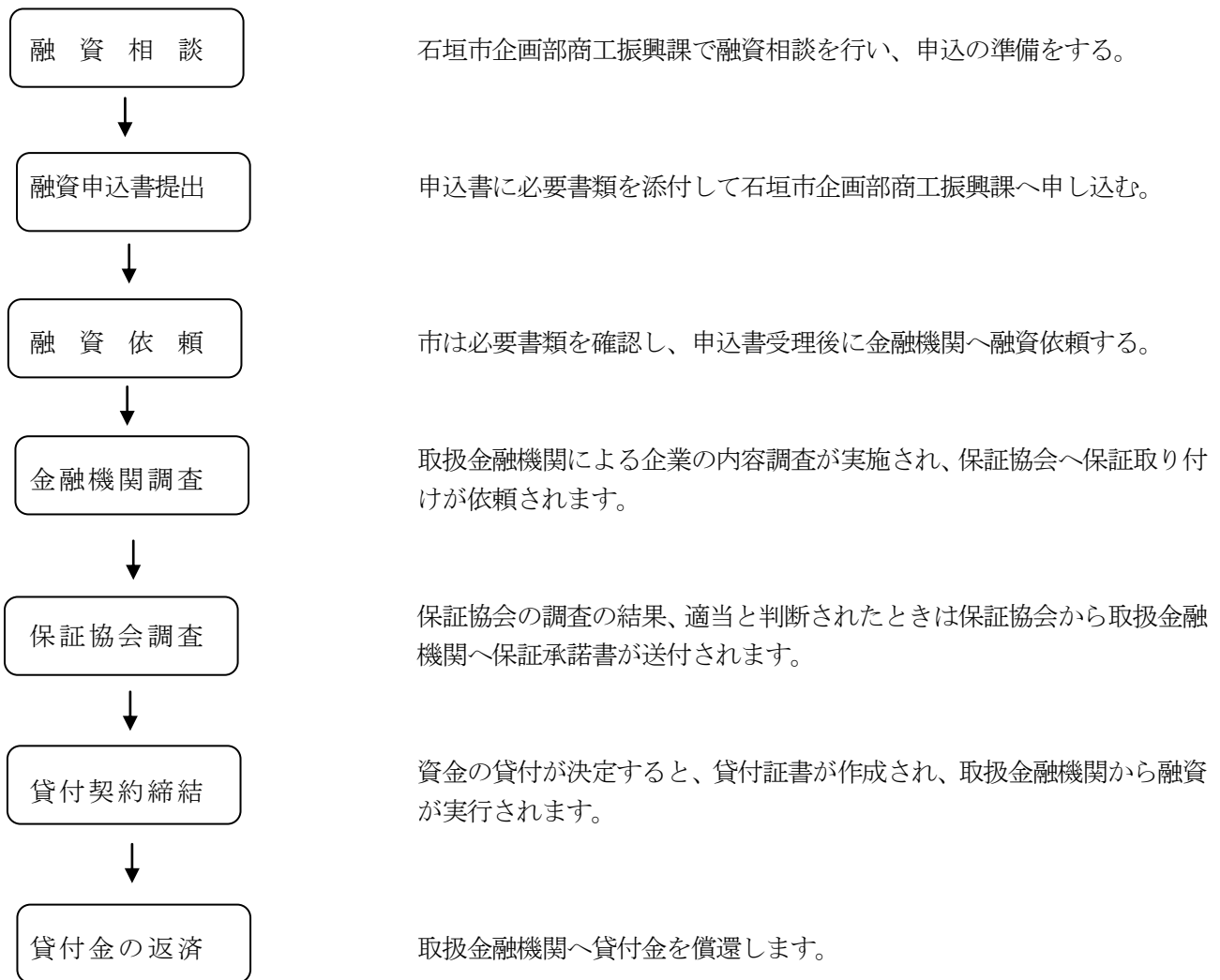
対 象 者	市内に前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住しており、常時雇用する※従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人又は個人企業で、市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税を完納している者で、沖縄県保証協会の保証を得られる小規模企業者 (特別小口貸付は、源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税・市民税のいずれかについて、申込みの日以前の1年間に納期が到来している税額を完納し、保証協会の他の保証を受けていないこと) ※ 経営者、役員、家族従業員(生計を一つにしている家族)を除く。 ※ 常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。		
融 資 の 種 類	一 般 貸 付	無担保・必要に応じて連帯保証人を求める (法人は代表者を保証人とする)	
	特別小口貸付	無担保・無保証人	
融 資 の 使 途 及 び 融 資 期 間	運 転 資 金	商品の仕入れ、原材料購入資金等	5年以内 据置6ヶ月以内
	設 備 資 金	店舗及び事務所の増改築又は機械・車両購入等	7年以内 据置12ヶ月以内
	運 転 ・ 設 備	商品の仕入れ、事務所の増改築等	7年以内 据置12ヶ月以内
融 資 限 度 額	500万円		
融 資 利 率	一般貸付：2.25% 特別小口貸付：2.1%		
保 証 人	個人 必要に応じて連帯保証人を求める 法人 代表者		
返 済 方 法	原則として月賦償還又は一括償還		
保 証 料 率	一 般 貸 付	0.35% ~ 1.45%	※保証協会により決定
	特別小口貸付	0.60%	
取扱い金融機関	沖縄銀行八重山支店 ・ 沖縄海邦銀行八重山支店 ・ 琉球銀行八重山支店		

2. 申込先及び申込期間

申 込 先 石垣市役所企画部 商工振興課 電話 0980-82-1533

申 込 期 間 平成26年6月2日～平成27年2月28日まで(但し、融資枠に達し次第締め切る)

3. 融資の手順



※取扱い金融機関は、沖縄銀行・沖縄海邦銀行・琉球銀行の八重山支店です。申込から融資実行までにか
 かなりの日数を要しますので計画的に申し込んでください。

保証対象外業種（融資できない業種）

農 業	果樹栽培、温室栽培、種苗業、養鶏業、養豚業、養蜂、養蚕、牛馬育成、搾乳及び原乳販売業(乳牛を所有し原乳を販売する場合)
林 業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負
漁 業	のり採取業、水産養殖業（こい養殖、うなぎ養殖、熱帯魚養殖、金魚養殖、はまち養殖）
金融業・保険業	商品券売買業、ゴルフ場会員権売買業
不 動 産 業	土地売買業（投機目的のみ）
娛 楽 業	風俗関連業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、スロットマシン場、射的場、ストリップ劇場、芸ぎ業、競輪、競馬の競走場及び競技団、場外車券売場、ディスコ
旅 館 業	モーテル、ラブホテル
浴 場 業	ソープランド
そ の 他	宗教、政治、経済、文化団体、易団業、学校法人

申込書類（書類は全て1通ずつ。各証明書は全て原本。）

◆ 一般貸付 ◆

個人企業	法人企業
（申込者分）書類への押印及び訂正は、全て実印で行うこと	
<ul style="list-style-type: none"> 1・石垣市小口資金融資申込書 2・原則として最近2年間の税務署受付印のある確定申告書の写し 3・市県民税納税証明書（税務課） 固定資産税納税証明書（税務課） 軽自動車税納税証明書（税務課） 国民健康保険税納税証明書（健康保険課） 4・所得課税証明書（税務課） 5・資産評価証明書（税務課） ※資産がない場合は、無資産証明書 6・住民票謄本＜特別＞（市民課） ※世帯全員の本籍・続柄の表示があるもの 7・印鑑証明書（市民課） 8・営業許可証の写し（許認可業種の場合） 9・見積書（設備資金申込者のみ） 10・旧債務償還明細書の写し（借換の場合） ※1/2以上償還済みの方が対象 11・個人情報の提供に関する同意書 12・住所及び事業所見取図 	<ul style="list-style-type: none"> 1・石垣市小口資金融資申込書 2・原則として最近2年間の税務署受付印のある決算書の写し 3・法人市民税納税証明書（税務課） 法人固定資産税納税証明書（税務課） 軽自動車税納税証明書（税務課） 4・法人市民税課税証明書（税務課） 5・資産評価証明書（法人）（税務課） ※資産が無い場合は、無資産証明書 6・法人登記簿謄本（那覇地方法務局石垣支局） 7・法人印鑑証明書（那覇地方法務局石垣支局） 8・営業許可証の写し（許認可業種の場合） 9・見積書（設備資金申込者のみ） 10・旧債務償還明細書の写し（借換の場合） ※1/2以上償還済みの方が対象 11・個人情報の提供に関する同意書 12・住所及び事業所見取図
（連帯保証人分）※融資申込金融機関で以下の書類が必要となります。	
<p>保証人は必要に応じて求める 資産を有する方が原則。但し、保証人に資産が無い場合は安定性の高い所得のある方 （物的担保を提供したときは連帯保証人を要しないものとするができます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・資産評価証明書（税務課） <p>※資産が無い場合は、無資産証明書（市役所税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2・所得証明書（税務課） 3・住民票抄本＜特別＞（市民課） 4・印鑑証明書（市民課） 5・個人情報の提供に関する同意書 	<p>保証人は代表者 資産を有する方が原則。但し、保証人に資産が無い場合は安定性の高い所得のある方。 （物的担保を提供したときは連帯保証人を要しないものとするができます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・資産評価証明書（税務課） <p>資産が無い場合は、無資産証明書（市役所税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2・所得証明書（税務課） 3・住民票抄本＜特別＞（市民課） 4・印鑑証明書（市民課） 5・個人情報の提供に関する同意書

【注意】※調査の段階で、必要に応じて別途書類の提出を求められることがあります。

◆ 特別小口貸付（無担保・無保証人制度） ◆

市内で1年以上引き続き同一事業を行っており、①源泉徴収以外の所得税、②個人事業税または、③所得割のある市・県民税のいずれかについて、課税され完納しており、保証協会の他の保証を受けていないことが要件となります。

※申込日以前の1年間に納期が到来している税額を完納している納税証明書の提出が必要です。

個人企業
1・石垣市小口資金融資申込書 2・最近2年間の税務署受付印のある確定申告書の写し 3・市県民税納税証明書（税務課）個人事業税納税証明書（八重山支庁県税課）所得税納税証明書（石垣税務署）のいずれか 固定資産税納税証明書（税務課） 軽自動車税納税証明書（税務課） 国民健康保険税納税証明書（健康保健課） 4・所得課税証明書(税務課) 5・資産評価証明書（税務課） ※資産がない場合は、無資産証明書 6・住民票謄本（市民課） 7・印鑑証明書（市民課） 8・営業許可証の写し（許認可業種の場合） 9・見積書(設備資金の場合) 10・旧債務償還明細書の写し（借換の場合） ※1／2以上償還済みの方が対象 11・個人情報の提供に関する同意書 12・住所及び事業所見取図

【注意】 ※調査の段階で、必要に応じて別途書類の提出を求められることがあります。